

## 平成23年度総合セキュリティ対策会議（第2回）

平成23年7月22日

### 発言要旨

#### 1. 開会

【事務局より、第2回会議から参加することとなった委員を紹介】

#### 2. インターネットカフェの現状について

【委員より、インターネットカフェの現状について説明】

委員：インターネットカフェについては、立地によって都心駅前型とロードサイド型に分かれており、都心駅前型に立地するものの特徴としては、どうしても匿名を希望する、それから登録するということを極端に嫌がるお客様が多いということがあります。一方、ロードサイド型については、かなり広いゆったりとした敷地にカラオケや、中にはスポーツジムを併設するところもあり、明らかにファミリー層を狙った娯楽志向のネットカフェと言えます。

そうした中で、これまでも様々な形でインターネットカフェの問題点というのが指摘されておりますが、平成15年に相次いでインターネットカフェに関する問題、事件が発生してました。1つは、インターネットカフェにおいて、中から鍵のかかる個室に17歳の家出少女が入り浸った事件であり、インターネットカフェにおける密室性が指摘され、教育関係者の間で子どもが深夜たむろする場所としてマンガ喫茶が示唆されました。もう1つは、インターネットカフェの端末を利用して他人のパスワードを盗んで銀行から現金を詐取したもので、初めてインターネットカフェを舞台にした不正アクセス事件でした。

こうしたインターネットカフェに関する問題、事件の発生を受け、日本複合カフェ協会は、ガイドラインというものを制定し、今日まで何度か改定を重ねてきておりますが、2007年3月の本会議の提言に基づき、2008年に協会のガイドラインを改定し、会員制の導入を義務付けました。

しかし、インターネットカフェにおいては、とりわけ都心の店舗のお客様は、本人確認を嫌うので、これだとお客様が来ないというようなこともあり、一時期は50%を超えていた協会加盟率は、ガイドラインの改定以降、徐々に低下しております。

東京都においてインターネット端末利用営業の規制に関する条例が、今年の7月1日に施行されました。この条例施行をきっかけに会員制を本格的に導入した加盟店に対し、ヒアリングを実施したところ、お客様の反応としては、手続きが非常に面倒である、個人情報を保管されることが不安であるなど、あまり歓迎はされていない声がある一方で、客層の変化ということで、問題客や要注意客、さらには旅行客の来店が減ったなどといった回答が返ってきました。また、東京都の条例だけですと、近隣の神奈川、埼玉、千葉との関係において、特にチェーン展開しているインターネットカフェについては、神奈川で会員になった人が東京の店舗に来店した場合、また改めて一から本人確認の手続きをしなければならないという不具合が生じるため、法制化によって、全国統ルールにして、公平な運用を図ることが望ましいという声もありました。

インターネットカフェ事業者には大きな負荷があるかと思いますが、法制化によって、むしろ安心安全なインターネットカフェということで、業として市民権を獲得し、業界にとっては、大きなビジネスチャンスになると考えております。

委員：個人情報をお店単位で収集、保管されるということについては、おそらく利用者の抵抗がかなり強いと思いますので、1つのところで登録するだけではなくて、全国的に、登録した情報が共通のものとして使えるようにすることや、個人情報の収集、保管等の関係のうまくリンクさせて、何か良い仕組みをお考えでしょうか。

委員：お客様の個人情報に対する懸念については、インターネットカフェのフロントにいるアルバイトの学生等が個人情報を取扱って大丈夫なのかという不安感が最も多いと聞いており、従業員教育というものの必要性を痛感させられております。全国で業界として個人情報のデータベースを使うという

ことについては、それぞれ事業者間の競合があり、やはり自分のところの顧客情報をすべてオープンにするということに対するためらいが相当ありますので、事業者単位で個人情報の取扱いを徹底させるということが善策と考えております。

事務局：個室で飲食ができる形態のサービスが結構ありますが、どの程度、風営法の6号営業の許可を取っておられるのでしょうか。

委員：6号営業の許可を取っているのはゼロでございます。むしろ区画席飲食業に該当するかもしれないという指導をいただきまして、それに該当しないように、例えば、扉を完全に覆うのではなくて、見通しを確保する、それが難しいようであれば、共通のテーブルを置いて、そこで飲食をする、つまりブースで飲食をさせないように指導をしているのが現状でございます。

委員：防犯カメラの導入率はどのようなものなのでしょうか。

委員：防犯カメラにつきましては、2008年の調査で96%の店舗が設置しており、その大半が録画保存をしているということになっております。

委員：受付での身分確認が漏れた場合、偽名を使われた場合等については、防犯カメラによる店内の録画記録の保管は非常に有効になるわけです。実際にインターネットカフェにおいて何か悪事をやろうとする人からすれば、必ずばれるという点で、防犯カメラの設置は、非常に大きな犯罪の抑止力になるのではないかと思いますので、検討できればと思います。

委員：身分証についての扱いは、あくまでも申込書等に記載された本人の情報との整合性を確認するために見るだけなのでしょうか。コピーされたりスキャンされるとなると個人情報の悪用を心配する声が多いのですが、コピー等の必要性はあるのでしょうか。

委員：身分証明書等のコピーやスキャンは一切しないようにしておりまして、運転免許証の番号等を控えとして記載するようにはしております。

### 3. インターネット端末利用営業の規制に関する条例の制定と施行状況について

【事務局より、「インターネット端末利用営業の規制に関する条例の制定と施行

状況について」説明】

事務局：条例施行後の検挙事例については、インターネット上の掲示板に覚醒剤を売買する旨を書き込んだ麻薬特例法違反事件、複数のインターネットカフェのパソコンから他人のクレジットカード情報を入力して、公演チケットをチケット販売サイトから申し込み、当該チケット代金相当額の支払いを免れた電子計算機使用詐欺事件、インターネット上の掲示板に東日本大震災の支援活動を装った書き込みを行い、義援金を詐取しようとした詐欺未遂事件等がありますが、いずれも被疑者が利用したインターネットカフェの店舗において、本人確認をしっかりとっていただいたことで、裏付け捜査を行うことができたり、また、被疑者を特定することができ、逮捕に至った事例であり、条例によって本人確認や記録の保存が義務付けられたことにより、被疑者の早期検挙及び被害の拡大防止に繋がっております。

また、条例施行前と施行後のマンガ喫茶、インターネットカフェで発生した月毎の刑法犯認知件数の推移であります。条例施行前と条例施行後の窃盗、無銭飲食等の認知件数を比較すると、ほとんどの月では条例施行後の方が発生は少なくなっており、犯罪抑止にも大きな役割を担っております。

委員：条例上の義務で誰がどの端末を使ったかについて利用履歴を残すということですが、具体的にどのような記録を残すことが義務付けられているのでしょうか。ある端末機からどういうアクセスをしたかというアクセスログも含めて記録しなければならないのでしょうか。また、通信履歴の記録の作成と保存義務ということになると、通信の秘密との関係で大きな問題が出てくるのではないかと思います。その点については、条例制定時に有識者会議等の中でどのような御議論がなされたのでしょうか。

事務局：条例上の利用履歴の保存については、誰がどの端末をいつからいつまで使ったかということだけであり、この有識者会議等において、御意見をいただきまして、通信履歴までは義務付けしておりません。

委員：本人確認記録等の保存義務の3年の根拠について御教示願えますでしょうか。

事務局：他の法律等も勘案しておりまして、携帯音声通信事業者による契約

者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律による本人確認の書類の保存期間が3年になっていることや不正アクセス行為を行った場合の時効が3年であることから、3年の保存とさせていただいております。

#### 4. 今後のインターネットカフェ対策の基本的な考え方

【事務局から、「今後のインターネットカフェ対策の基本的な考え方」について説明】

委員：他の法令との整合性、他の法令との関係も併せて整備するというところでよろしいでしょうか。

委員：ここではインターネットカフェという業態を指して議論しているかと思いますが、ビジネスホテルや一部の公共図書館等、様々な場所でインターネットが無料閲覧できるような場所がかなりあるわけで、そういったもののバランスというか、見合いというのはどういうふうにお考えでしょうか。

委員：スパイウェアを発見、駆除する機能の付加の義務付けについてですが、例えば、顧客が別の顧客の情報を取得しようとして何か不正プログラムを仕掛けたり、あるいは通常のウェブ閲覧中に何らかのウィルスに感染してしまって、その結果として秘密情報が漏洩したりというような、様々なケースが考えられると思いますが、今回、一番の目的としているものは何でしょうか。

委員：スパイウェアが仕掛けられたことそのものをウォッチしておく必要があるのであれば、別途スパイウェア等を発見する何らかの仕組みというものがおそらく必要になると思います。リカバリーソフトというのは、ハードディスクの一番の根本であるMBRを触るソフトになりますが、不正プログラムがMBRを触ってくると起動しないなどのトラブルが起きることが考えられます。法的化するかどうかという部分は、優先度を決めてやられるといいのではないかと思います。

もう1点、利用者の保護という観点からすると、スパイウェア等を発見する機能も重要だと思いますが、実際にソフトを入れて、どこまでトレースができるかということがあるので、保護のためには、いわゆるリカバリーソフト

トが戻すマスターデータがセキュアでないといけません。そのマネジメントについて、店舗に対してどの程度御指導等がなされているのかと思いました。  
委員：法律の条文を書く場合に、形が変わって新しいスパイウェアが出てきて、発見が難しくなる状況があり得る中で、それを事業者にもどのような形で義務付けるのか、規範として非常に明白性があり、かつ実効性のあるように書けるのかという問題があるので、技術的なところを含めて慎重に御検討いただいた方がいいのではないのでしょうか。

また、防犯カメラを設置については、これを義務付ける場合には、利用者から見て、姿が映像として記録される場所であるということが分かるようにしておき、もしそれが嫌であればそこを利用しないという選択ができるようにしておかないと、プライバシーの保護等の関係でかなり大きな問題になる可能性があると思います。

委員：対象となる事業者の範囲について、所管業務である事業者に対して法的な義務付けをするのでしょうか。それとも、およそ第三者がPCにさわれるような環境を提供しているような事業者に対して、広く法的義務付けをするのでしょうか。

委員：法的な立場から、事業者団体等に対して、例えば権限を与えたりとか、あるいは規制をするとか、あるいは若干の義務付けをするといったことについてはどのようにお考えなのか。

## 5. サイバー犯罪捜査の事後追跡上の障害に関する実態調査結果について

【事務局から、サイバー犯罪捜査の事後追跡上の障害に関する実態調査結果について説明】

委員：ログの保存がないと未検挙率が高いということについてですが、今後ある程度ログの保存が高まっていくと予想されているのか、それとも、この点について何かしら方向性が必要だと思われるのか、その辺はいかがでしょうか。

委員：法制化というのは、ある意味では方向性としては仕方がない話であるとは思いますが。条例で一部の地域だけというのも実効性が伴わないので、全

国一律でやるということには大変意味があるかと思えます。ただし、事業者側からしてみると、大変な経済的負担を伴うものであり、しかもインターネットカフェの場合は、小規模事業者も相当おりますし、業界への出入りも相当あります。もし法制化の方向に進むのであれば、まじめな事業者だけが不利益を被るというようなことのないよう、やはりログの保存期間と罰則度合いについては、相当程度神経を使って継続的に議論していただきたいと思えます。

委員：東京都並みの条例を全国に広めるという発想ではなくて、もう1回ゼロベースで考える必要があるのではないのでしょうか。

以上